

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須対応事項(※)	あり			なし

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布に伴うDBへの影響について

ポイント

- ◆年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が令和3年8月6日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が令和3年9月27日に公布（注1）され、関連する通知および事務連絡が発出（注2）されました。なお、施行時期は令和4年5月1日となっています。
- ◆同政令及び同省令に関しパブリックコメントの結果（注3）が公示されましたが、提出意見を踏まえた案の修正はありませんでした。

制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の拡充に伴う措置

- 改正内容：（1）終了したDBから個人型DCへの残余財産の移換
 （2）退職等に伴う企業型DCから企業年金連合会への個人別管理資産の移換
 に関して所要の規定の整備を実施
 この改正に伴い、DB規約（注4）およびDC規約の変更が必要

○施行時期：令和4年5月1日

- （注1）政令（令和3年政令第229号） <https://kanpou.npb.go.jp/old/20210806/20210806g00182/20210806g001820008f.html>
 省令（令和3年厚生労働省令第159号） <https://kanpou.npb.go.jp/old/20210927/20210927g00218/20210927g002180038f.html>
- （注2）通知「『（注1）政令』の公布について」（令和3年8月6日保発0806第1号・年発0806第1号）
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210810T0080.pdf>
 通知「『（注1）省令』の公布について」（令和3年9月27日年発0927第2号）
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000203173.pdf
 通知「『DB制度について』の一部改正について」（令和3年9月27日年発0927第3号）
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000203165.pdf
 通知「『DBの規約の承認及び認可の基準等について』等の一部改正について」（令和3年9月27日年発0927第1号）
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000203166.pdf
 事務連絡「『DB規約例』の一部改正について」（令和3年9月27日）
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000203167.pdf
- （注3）パブリックコメントの結果について
 政令 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000223392>
 省令 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000225154>
- （注4）規約変更は、確定給付企業年金法施行規則第10条第6号又は第18条第3号に該当して届出不要
 規約変更は、特に軽微な変更該当し、確定給付企業年金法第74条第2項に規定する労働組合等の同意不要（規約型企業年金）
 確定給付企業年金法施行令第12条第4項に該当すれば理事長専決可能（企業年金基金）
 規約変更は、令和4年5月1日以降速やかに行うことが必要であるが、次回規約変更併せて行うことも可能。ただし、遅くとも制度終了（解散）する前に規約変更を行うことが必要

○別添資料（詳細版）：

『年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布に伴うDBへの影響について』